

資料 3 - 1

令和 7 年 1 0 月 6 日全体会資料



環境影響評価法の一部を改正する法律 について

令和 7 年10月
環境省

工作物の建替えの時期を迎える事業に対する環境影響評価手続（アセス手続）の見直しを図るとともに、アセス手続において作成した書類（アセス図書）に含まれる環境情報の活用を進める。

■ 背景

- 環境影響評価法は、事業者自らが事業の実施前に環境保全のための検討をし、よりよい事業計画を作り上げていくためのプロセスを定めた手続法。
- 同法の施行から四半世紀以上が経過し、**アセス手続の対象となる工作物も建替えの時期**を迎える事業が生じている。
- 現行法は、事業の位置や規模が大きく変わらない**建替えに対する規定がなく**、新規事業と同様に事業位置の検討や周辺環境の調査を課しており、**適正な環境配慮は維持しつつ、合理化することが可能**。
- 現行法に基づく事業者による**アセス図書の公表期間は概ね1か月程度**に限られている。後続事業者における効果的なアセスの実施や近傍の複数の事業による累積的な環境影響の評価に、**既存のアセス図書の情報を十分に活用できない**。

■ 主な改正内容

① 建替事業を対象としたアセス手続の見直し

- **建替事業（※）に係る配慮書（建替配慮書）**については、位置が大きく変わらないことから、事業実施想定区域に係る周囲の概況などの調査を不要とする一方で、**既存事業の環境影響を踏まえ、新設する工作物についての環境配慮の内容を明らかにすることとする**。
- ※ 既設工作物を除却又は廃止し、同種の工作物を同一又は近接した区域に新設する事業。
- **環境大臣等は**、既存事業に伴う懸念事項を含め、**建替配慮書に対する意見**を述べることを可能とする。

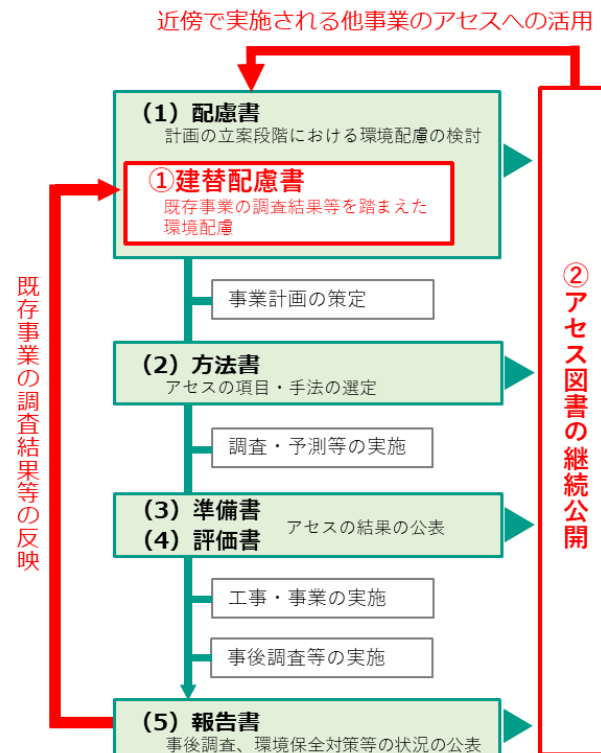
② アセス図書の継続公開

- 事業者による縦覧等の期間後においても、**環境大臣がアセス図書**を入手した上で、**インターネットにより継続公開**することを可能とする。

※このほか、平成23年改正において手当てする必要があった法第21条、第41条及び第54条について、規定の修正を行う。

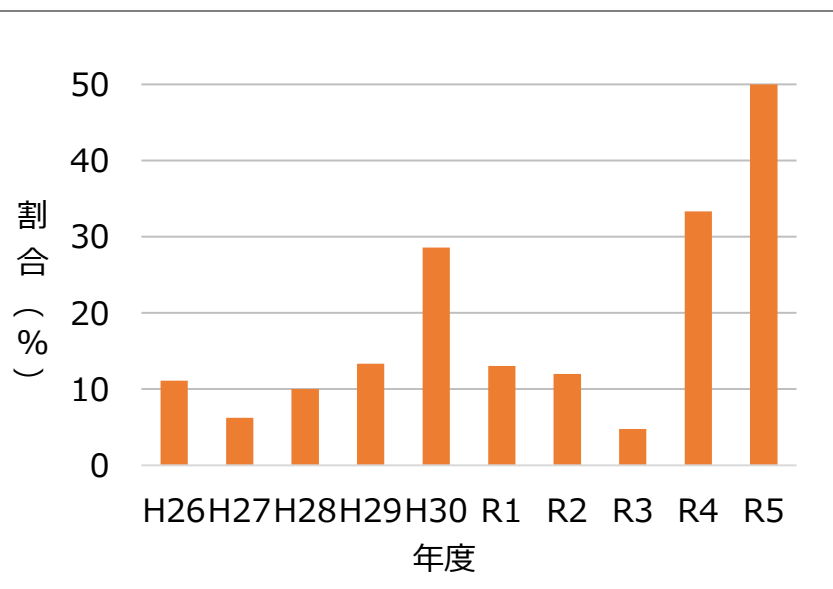
<施行期日>

公布の日から起算して**2年**を超えない範囲で政令で定める日。
ただし、②については公布の日から起算して**1年**を超えない範囲で政令で定める日



- 近年、アセス手続の対象となる工作物の建替えの事業の割合が増加傾向。
- 現在は、建替え前後で環境影響が大きく変わらない建替えの事業と新設事業で一律に同じ手続を実施。
- 建替えの事業では事後調査やモニタリングの結果を活用することにより、適正な環境配慮を維持しつつ、事業の特性を踏まえた効果的・効率的なアセス手続を実施することが可能。
- 現行法に基づく事業者によるアセス図書の公表期間は概ね1か月程度。後続事業者における効果的なアセスの実施や近傍の複数の事業による累積的な環境影響の評価に、既存のアセス図書の情報を十分に活用できない。

アセス手続が完了した事業に占める「建替え」の割合



アセス手続で作成される図書

①計画段階環境配慮書（配慮書）

事業の位置・規模等の計画の立案段階における配慮事項の検討結果をまとめたもの

②環境影響評価方法書（方法書）

アセスを行う方法（項目・手法）を示したもの

③環境影響評価準備書（準備書）

調査・予測・評価の結果を示し、環境保全に関する意見を聴くために作成するもの

④環境影響評価書（評価書）

準備書に対する意見の内容について検討し、必要に応じて準備書の内容を修正したもの

⑤報告書

事後調査や環境保全対策をとりまとめたもの

①「建替え」の事業に関する手続

建替えの事業に係る配慮書手続の見直し（要綱第一）

- 既設工作物を除却又は廃止し、同種の工作物（※）を同一又は近接する区域に新設する事業をしようとする場合には、位置（事業実施想定区域）が大きく変わらないことから、
※工作物の規模及び新設する区域に係る数値が政令で定める数値の範囲内であるものに限る。
 - 配慮書の記載事項のうち、
 - ・ 「事業実施想定区域及びその周囲の概況」及び「調査、予測及び評価の結果をとりまとめたもの」に代えて、
 - ・ 「事業実施想定区域」及び「当該事業に係る環境の保全のための配慮の内容」を記載。
- ※ 環境大臣等は、既存事業に伴う懸念事項を含め、配慮書に対する意見を述べることができる。

建替事業の場合

	現行	改正後
事業概要	○必要	○必要
事業実施想定区域の 選定に係る調査・予測・評価	○必要	×不要
工作物に係る環境配慮	○必要	◎必要 ※既存事業の環境影響を踏まえ、 具体的な環境配慮を記載
環境大臣意見の提出	○あり	○あり

②アセス図書の継続公開

環境影響評価に係る書類等の公開（要綱第二）

- 環境大臣は、アセス図書 ※ を、それぞれ政令で定める期間、インターネットの利用その他の方法により公開することができる。
- ただし、この場合においては、あらかじめ、当該書類を作成した事業者の同意を得なければならない。
※ 配慮書、方法書、準備書、評価書及び報告書の5種。

アセス図書公開の効果

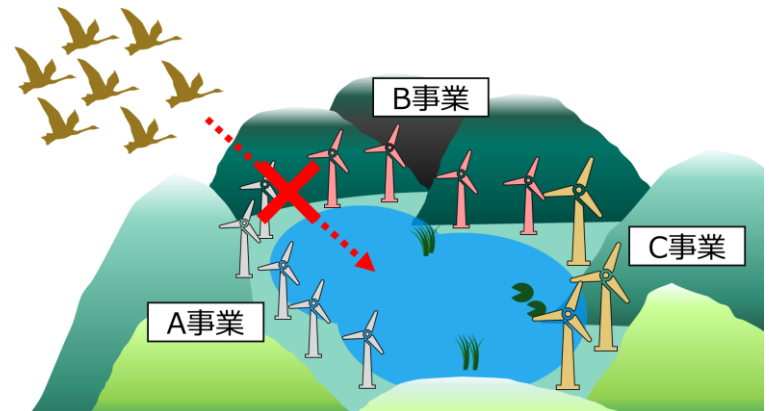
アセス図書を継続公開することで、

- ・**後続事業者**による、より効果的なアセスの実施や**累積的な環境影響の評価に活用**
- ・透明性の向上による、事業に対する**地域やステークホルダーの理解醸成**

が期待される。

累積的影響とは

- 単独の事業では影響が生じない場合であっても、**複数の事業による環境影響の累積**によって著しい環境影響となるおそれ
- 近傍の他事業による環境影響を把握**することが重要



その他（施行期日その他の所要の修正）

その他（要綱第三）

- 略語の引用関係の訂正、引用誤りの訂正など所要の規定の整備をする。

➡ 「環境影響評価法の一部を改正する法律案」の検討過程において判明した**法令誤りを手当て**

施行期日（要綱第四）

- この法律は、一部を除き、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。

➡ 本法は**2年施行**（公布の日から起算して**2年**を超えない範囲）
ただし、アセス図書の継続公開については**1年施行**（公布の日から起算して1年を超えない範囲）